

主なごみ減量施策の変遷

平成 (年度)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26						
家庭ごみに関する施策	○-昭和62年4月 空き缶分別収集開始（上京区，中京区，東山区）								○-9年10月 大型ごみの有料化実施								「生ごみ3キリ運動」開始 24年10月-○															
	○-昭和63年9月 空き缶分別収集開始（山科区）								リターナブルびんの拠点回収開始 16年6月-○								雑がみ分別実験を開始 25年7月-○															
	○-元年9月 空き缶分別収集開始（南区，西京区）																有害・危険ごみ等の移動式拠点回収を本格実施 25年9月-○															
	○-2年9月 空き缶分別収集開始（下京区，右京区）								蛍光管の拠点回収開始 18年10月-○								○-22年4月															
	○-3年9月 空き缶分別収集開始（北区，伏見区）								家庭ごみ有料指定袋制導入 18年10月-○								・環境行政の拠点窓口「エコまちステーション」を 各区役所・支所に設置															
	○-4年9月 空き缶分別収集開始（左京区）全区実施																・上京リサイクルステーションを開設し，小型家電， 刃物，古着，記憶媒体の拠点回収を開始（23年3月に古紙類 を追加）															
	○-5年12月 乾電池の拠点回収を開始																※小型家電は21年11月からモデル実施															
	空きびん分別収集を実施 8年10月-○																古着類の拠点回収を拡大（各まち美化事務所）23年11月-○															
	使用済てんぷら油の拠点回収開始 9年8月-○																区役所・支所での古着類・古紙類の拠点回収を開始（月1～2回）24年8月-○															
	ペットボトルの分別収集を実施 9年10月-○								プラスチック製容器包装分別収集を全市へ拡大 19年10月-○								○-23年6月															
紙パックの拠点回収開始 9年10月-○								スプレー缶の分別収集を実施（小型金属類とともに収集）19年10月-○								小型二次電池，ボタン電池，使い捨てライター， 水銀体温計，インクカートリッジの拠点回収開始																
																エコイベント実施要綱策定 22年10月-○								○-23年8月								
																○-14年10月 小型金属類の分別収集を実施								「KYOTOエコマネー」開始								
事業ごみに関する施策									建設廃材等の持ち込みを原則停止 14年7月-●																●-21年10月 持込ごみ手数料再改定							
									持込ごみ搬入手数料改定 13年7月-●																●-21年10月 告示産廃受入停止							
									持込ごみ搬入手数料改定 17年10月-●																							
									業者収集ごみ手数料減額措置を段階的に廃止 18年4月-●																							
																	業者収集ごみ手数料改定 20年4月-● （100kgまでごとに500円→650円）															
																	告示産廃搬入量上限引下げ 20年10月-● （一事業者あたり50t/月→20t/月）								業者収集ごみ手数料改定 26年4月-★ （100kgまでごとに800円→1000円）							
																	業者収集ごみ手数料改定 23年4月-● （100kgまでごとに650円→800円）															
																業者収集マシンの届出に関する要綱制定 22年2月-●																
																業者収集ごみの透明袋による排出義務化 22年6月-●																

★：今後予定されている施策